

マイカーローン

平成30年11月26日現在

商品名	ステップかがやきマイカーローン
お申込み方法	<ul style="list-style-type: none">各営業店窓口でのお申込みインターネットによるお申込み
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">当金庫の会員となれる方<ul style="list-style-type: none">①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方②当金庫の営業地区内において勤労に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。お申込み時の年齢が満20歳以上で、最終返済時の年齢が満81歳未満の方安定継続した収入のある方固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方株式会社オリエントコーポレーションの保証が得られる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">自動車・オートバイ・自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）の購入、車検・修理・部品購入費用、自動車免許証取得費用、他社マイカーローン借換資金などにご利用いただけます。 ※営業車両にはご利用いただけません。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">見積書・注文書・請求書等、お使いみちの確認できる書類が必要です。借換の場合、借換対象ローンの残高確認書類・返済予定表・ご返済状況の確認が出来る書類（通帳の写し等）が必要です。申込金額が300万円を超える場合は所得証明書が必要です。
ご融資金額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※但し、借換の場合は借換対象ローンの残高以内といたします。
ご利用期間	6ヵ月以上 10年以内（6ヵ月単位） 元金返済据置期間（最長6ヵ月）を含む。 ※借換資金は据置不可
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ご融資利率につきましては店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 なお、ご融資利率は金融情勢などに依りて変更される場合がございます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もご利用いただけます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とさせていただきます。ボーナス月増額返済は6ヵ月ごとのご指定月にさせていただきます。ご返済日は毎月2日又は22日のいずれかを選択していただけます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">株式会社オリエントコーポレーションが保証しますので原則として保証人は必要ございません。ただし、保証会社が必要と認められた場合、連帯保証人が必要な場合もございます。担保は不要です。

次ページへつづく

振込指定等	ご指定が必要です。 ※但し、お借入額「50万円以下」の車検・修理用品・免許取得費用・諸費用につきましては振込先指定免除も可能です。												
保証料	・保証料は金利に含まれています。												
印紙代	<p>・金銭消費貸借契約証には所定の印紙税が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご融資金額</th> <th>～10万円</th> <th>～50万円</th> <th>～100万円</th> <th>～500万円</th> <th>～1000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印紙税</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資金額	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1000万円	印紙税	200	400	1,000	2,000	10,000
ご融資金額	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1000万円								
印紙税	200	400	1,000	2,000	10,000								
手数料等	・手数料は必要ございません。												
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんぎん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんぎん相談所にお問い合わせ下さい。</p>												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ご返済の試算など詳しくは当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。またホームページでもご確認いただけます。 												

北おおさか信用金庫